

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】令和5年10月3日(2023.10.3)

【公開番号】特開2023-91088(P2023-91088A)
 【公開日】令和5年6月29日(2023.6.29)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-121
 【出願番号】特願2023-80281(P2023-80281)
 【国際特許分類】

B 4 1 J 2/17(2006.01)

10

【FI】

B 4 1 J 2/17 203

【手続補正書】

【提出日】令和5年9月25日(2023.9.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

媒体を搬送方向に搬送する搬送部と、
 前記媒体に液体を噴射する液体噴射ヘッドと、
 前記液体噴射ヘッドを支持するヘッド支持部と、
 前記液体噴射ヘッドに供給する液体を収容する液体収容容器と、
 前記液体が噴射された前記媒体を排出する排出部と、
 前記液体噴射ヘッドから排出された液体を廃液として収容可能な廃液収容体を保持する保持部と、

前記ヘッド支持部に接続され、前記ヘッド支持部とは別の位置に配置された前記液体収容容器から前記液体噴射ヘッドへ供給される液体が通るチューブと、
 を備え、

30

前記保持部は、前記搬送方向に前記ヘッド支持部よりも下流の位置に配置され、
前記搬送方向に見て、前記チューブと、前記保持部に保持された前記廃液収容体と、がオーバーラップする、ことを特徴とする液体噴射装置。

【請求項2】

前記搬送方向において前記保持部よりも下流に配置された操作パネルをさらに備え、
 前記搬送方向に見て、前記操作パネルと、前記保持部に保持された前記廃液収容体と、
 がオーバーラップする、ことを特徴とする請求項1に記載の液体噴射装置。

【請求項3】

前記搬送方向に見て、前記操作パネルの領域に、前記保持部が収まる、ことを特徴とする請求項2に記載の液体噴射装置。

40

【請求項4】

前記搬送方向に見て、前記操作パネルの領域に、前記保持部に保持された前記廃液収容体が収まる、ことを特徴とする請求項2に記載の液体噴射装置。

【請求項5】

前記廃液収容体に送られる廃液が通る廃液チューブをさらに備え、
 前記廃液チューブは、前記チューブの上方を前記チューブに沿って引き回される、ことを特徴とする請求項1～請求項4のいずれか一項に記載の液体噴射装置。

【請求項6】

50

前記廃液収容体に送られる廃液が通る廃液チューブと、
前記廃液収容体に前記廃液を回収するポンプと、
 をさらに備え、

前記ポンプは、前記搬送方向において、前記ヘッド支持部と前記操作パネルとの間に配置される、ことを特徴とする請求項 2 ~ 請求項 4 のいずれか一項に記載の液体噴射装置。

【請求項 7】

前記液体噴射ヘッド及び前記保持部を収容する筐体を備え、

前記筐体は、前記媒体が排出される排出口を有し、

前記保持部は、前記排出口よりも上方に配置される、ことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 6 のいずれか一項に記載の液体噴射装置。

10

【請求項 8】

前記排出口から排出された前記媒体を積載する排出トレイをさらに備え、

前記保持部は、前記筐体に収納された排出トレイの鉛直上方の位置に配置される、ことを特徴とする請求項 7 に記載の液体噴射装置。

【請求項 9】

前記搬送部によって搬送される前記媒体を収容するカセットをさらに備え、

前記保持部は、前記カセットの鉛直上方の位置に配置される、ことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 8 のいずれか一項に記載の液体噴射装置。

【請求項 10】

前記保持部は、前記搬送方向と交差する幅方向において、前記カセットに収まる、ことを特徴とする請求項 9 に記載の液体噴射装置。

20

【請求項 11】

前記搬送部が前記媒体を搬送する第 1 搬送経路の下方に、前記液体が噴射された後の前記媒体を前記搬送方向とは反対の方向である第 2 搬送方向に搬送する第 2 搬送経路を有し、

前記排出部は、前記媒体を前記搬送方向に途中まで排出したのち前記第 2 搬送方向に逆搬送することにより前記媒体を前記第 2 搬送経路へ送り、

前記保持部は、前記ヘッド支持部よりも前記搬送方向の下流の位置であって、且つ前記第 2 搬送経路の上方に位置する、ことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 10 のいずれか一項に記載の液体噴射装置。

30

【請求項 12】

前記液体噴射ヘッド及び前記保持部を収容する筐体と、

前記筐体の上部開口を覆う開閉可能なカバーと、を備え、

前記保持部は、前記カバーを開けたときに前記廃液収容体を露出させた状態に保持する、ことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 11 のいずれか一項に記載の液体噴射装置。

【請求項 13】

前記保持部の下端は、前記チューブよりも下方に位置する、ことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 12 のいずれか一項に記載の液体噴射装置。

【請求項 14】

前記ヘッド支持部は、前記媒体の搬送経路の上方の位置で前記搬送方向と交差する走査方向に往復移動可能なキャリッジであり、前記液体噴射ヘッドは、前記キャリッジと共に移動し、

前記保持部は、前記搬送方向に前記キャリッジよりも下流の位置に配置される、ことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 13 のいずれか一項に記載の液体噴射装置。

40

【請求項 15】

前記保持部に保持される前記廃液収容体の上端は、前記キャリッジの上端よりも上方に位置する、ことを特徴とする請求項 14 に記載の液体噴射装置。

50